

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

○土地改良区の定款の変更を認可した件八件

100

告 示

福島県告示第二百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、二本松市土地改良区から平成二十六年三月二十八日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月十八日認可した。
平成二十六年四月三十日

福島県知事 佐 藤 雄 平
(農村計画課)

福島県告示第二百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、安達土地改良区から平成二十六年三月二十八日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月十八日認可した。
平成二十六年四月三十日

福島県知事 佐 藤 雄 平
(農村計画課)

福島県告示第二百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、東和町土地改良区から平成二十六年三月二十八日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月二十一日認可した。
平成二十六年四月三十日

福島県知事 佐 藤 雄 平
(農村計画課)

福島県告示第二百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津若松市湊土地改良区から平成二十六年三月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月二十一日認可した。
平成二十六年四月三十日

福島県知事 佐 藤 雄 平
(農村計画課)

福島県告示第二百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、駒形土地改良区から平成二十六年三月二十八日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月二十一日認可した。
平成二十六年四月三十日

福島県知事 佐 藤 雄 平
(農村計画課)

福島県告示第二百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、三春町土地改良区から平成二十六年三月二十八日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月二十一日認可した。
平成二十六年四月三十日

福島県知事 佐 藤 雄 平
(農村計画課)

福島県告示第二百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、母畑地区土地改良区から平成二十六年三月三十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月二十一日認可した。
平成二十六年四月三十日

福島県知事 佐 藤 雄 平
(農村計画課)

福島県告示第二百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、安達疏水土地改良区から平成二十六年三月十九日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月二十一日認可した。

福島県知事 佐 藤 雄 平
(農村計画課)

平成二十六年四月三十日

福島県知事 佐藤雄平
(農村計画課)